

京都市交通局市バス・地下鉄クレジットカードタッチ決済システム導入業務仕様書

この仕様書は、京都市交通局クレジットカードタッチ決済システム導入に係る受託業務において、事業者を求める概要を示したものです。したがって、この仕様書に明記していない事項でも、業務目的達成上当然必要と認められるものは、事業者の責任において実施していただきます。

1 基本事項

(1) 契約期間（予定）

募集要項のとおり

(2) クレジットカードタッチ決済の対象

市バス普通運賃（均一区間、調整区間）、地下鉄普通運賃（烏丸線、東西線全駅）

但し、地下鉄普通運賃には他社局との連絡運賃を含む。

【参考】令和6年度の旅客収入（普通券、ICカード、回数券）

市バス：14,186(百万円)

地下鉄：17,965(百万円)

想定利用率(実際の利用率を保証するものではない)

市バス、地下鉄：5%

(3) 業務概要

ア 使用できるクレジットカードのブランドはクレジットカード国際ブランドとする。なお、取扱い可能ブランドが付された提案者以外の他社発行のクレジットカードの取扱いも可能であること。

イ 対象のクレジットカードを使って乗車時と降車時（均一区間については降車時のみ）に市バス運賃箱に設置された読み取り端末にタッチすることで、市バスの乗車運賃を非接触型決済として収受できるシステムを提供すること。

ウ 対象のクレジットカードを使って乗車時と降車時に、改札機に設置された読み取り端末にタッチすることで、京都市市営地下鉄の乗車運賃を非接触型決済として収受できるシステムを提供すること。クレジットカードタッチ決済を導入している他社局との相互乗り越し運賃についても、途中精算や係員による処理を行うことなく、改札機に設置された読み取り端末にタッチすることで、自動精算が可能であること。

エ 係員用の読み取り端末（係員処理端末）でお客様のお問合せの対応（乗車履歴の確認や入場状態の取消等）ができること。

※上記ア～エのいずれかの要件を満たせない提案は無効とする。

2 業務内容・条件

(1) システム運用及び業務体制等

- ア 乗車時と降車時（市バス均一区間については降車時のみ）に市バス運賃箱、改札機に設置された読み取り端末に対象のクレジットカードを使ってタッチすることで、市バス及び地下鉄の乗車運賃を非接触型決済として収受できること。
- イ クレジットカードタッチ決済を導入している他社局との相互乗り越し運賃について、改札機に設置された読み取り端末に対象のクレジットカードを使ってタッチすることで係員による処理を行うことなく、自動精算が可能であること。
- ウ 係員処理端末でお客様のお問合せの対応（乗車履歴の確認や入場状態の取消等）ができること。また、無人改札については遠隔処理端末でお客様のお問合せに対応できること。
- オ 市バス及び地下鉄の乗降に支障をきたさないよう処理速度に考慮したシステムとすること。
- カ 収納情報データや乗降データ等を蓄積し、交通局に情報提供することが可能であること。提供情報については CSV ファイルでの提供等、システム間での連携が可能であること。
- キ クレジットカードタッチ決済で市バス、地下鉄を利用されたお客様が利用履歴を確認できるようアプリ等の提供をすること。
- ク 乗継による乗車運賃の割引が可能なシステムであること。
- ケ 障害発生時の対応として、常時サポート（24 時間 365 日）体制を取っていること。
- サ システム導入時のサポートサービスとして、交通局職員及び交通局が業務委託している事業者の職員に対して、接客・端末機操作研修を実施すること。ただし、交通局にて不要と判断した場合はこの限りではない。

(2) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する規定があり、対策が徹底されていること。

(3) その他

- ア システム導入にあたり、公有財産の目的外使用許可を要しないものとする。

(4) 業務の対象外

- ・クレジットカードタッチ決済に係る納付事務及び加盟店契約
クレジットカードタッチ決済に係る加盟店契約は令和 9 年度を予定
（但し、クレジットカードタッチ決済に係る総費用の見込みを評価するため、手数料率及び手数料金額は評価対象とする）
- ・クレジットカードタッチ決済の読み取り端末、係員処理端末及び遠隔処理端末の納品、設置及びメンテナンス
読み取り端末等の機器に係る契約は令和 8 年度を予定
（但し、クレジットカードタッチ決済に係る総費用の見込みを評価するため、これら機器の導入費用及び運用費（メンテナンス費用除く）は評価対象とする）

3 企画提案書の内容について

企画提案書には「2 運用条件」の内容を踏まえ、下記提案内容を記入すること。下記内容は最低限必要な内容であり、それ以外に提案内容の説明について必要な内容があれば、記入すること。

(1) 業務内容に関する提案

ア 導入システムの概要

- ・提案するシステムの概要を記入すること。市バス均一区間、市バス調整区間、地下鉄についてそれぞれ処理の流れがわかるように記入すること。
- ・運賃計算方法や他社局との相互乗り越し運賃の計算方法及び精算方法について記入すること。
- ・読み取り端末にタッチ後、処理が完了し乗車もしくは降車可能となるまでの時間を記入すること。
- ・係員処理端末や遠隔処理端末によるお客様のお問合せへの対応（乗車履歴の確認や入場状態の取消等）についてどのような対応が可能か記入すること。

イ 導入までのスケジュール

- ・契約から導入までのスケジュールを可能な限り詳細に記入すること。

ウ システム導入費用、運用費用及びその負担

- ・システムの導入費用及び運用費を年額で記入すること。
- ・決済金額によってシステム運用費用が変動する場合は「1 基本事項」の旅客収入及び想定利用率を参考に算出すること。
- ・サービス開始から5年分の運用費用の想定金額を記入すること。

エ 導入時・導入後のサポート体制

- ・収納情報データや乗降データ等について交通局に提供可能なデータの内容と提供方法を記入すること。
- ・導入システムを利用し市バス、地下鉄を利用されたお客様が確認できる利用履歴の内容とその確認方法を記入すること。
- ・障害時の体制やサポート体制について記入すること。

オ 乗継割引

- ・乗継割引の実現可否、実現可能な場合は割引率の設定方法や設定範囲を記入すること。

カ 情報セキュリティ及び個人情報保護の取扱い

- ・情報セキュリティ及び個人情報保護の取扱いについて記入すること。
- ・プライバシーマークを取得している場合は承諾書等の写しを添付すること。

キ 業務実績

- ・他社局鉄道及びバスへのクレジットカードタッチ決済の導入実績を契約相手方、契約期間がわかるように記入すること。

ク その他提案等

(2) クレジットカードタッチ決済に係る総費用の見込みを評価するための提案

ア 加盟店業務取扱カード種類及び加盟店手数料率

- ・取扱い可能な国際ブランド全てと加盟店手数料率は税抜き小数点以下第2位までとし提案すること。
- ・サービス開始から5年分の手数料額の想定金額を記入すること。

算出に当たっては「1 基本事項」の旅客収入及び想定利用率を参考にすること。

イ 読み取り端末等の導入費用、運用費用及びその負担

- ・下記想定台数を元に読み取り端末、係員処理端末、遠隔処理端末等運用に必要な機器の導入費用とメンテナンス費用を除く運用費を年額で記入すること。
- ・サービス開始から5年分の運用費用の想定金額を記入すること。
- ・想定導入台数に変更があった場合、機器単価及び運用費の単価が変わるのであれば、その内容も記入すること。
- ・読み取り端末等の機器に指定が無い場合は、その旨を記入すること。

○読み取り端末等の想定台数

下記台数は想定台数であり、今後の状況により増減する場合がある。

読み取り端末： 地下鉄改札機 185台

市バス車載器 810台

係員処理端末： 72台

遠隔処理端末： 35台

4 契約に関する条件

本業務委託契約の締結にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令、京都市交通局契約規程、本仕様書及び受託候補者の提案内容に基づき、以下の条件を適用する。

契約書については別紙2「契約書(案)」を参考の上、受注者から提示すること。

(1) 契約の締結及び変更

- ア 発注者は、選定会議による評価結果に基づき受託候補者を選定した後、当該候補者と本仕様書及び提案内容を基礎として、業務内容、実施条件、委託金額等の詳細について協議を行う。双方の合意に至った場合に、委託契約を締結する。
- イ 上記の協議において、受託候補者と合意に至らなかった場合又は受託候補者が契約締結までに募集要項「2 参加資格」を満たさなくなった場合は、発注者は次順位の評価を得た者と協議を行うことがある。
- ウ 契約期間中において、業務内容、委託金額、その他の契約条件を変更する必要がある場合は、原則として発注者と受託者双方の書面による合意をもって変更するものとする。

(2) 契約書記載上の注意事項

- ア 個人情報の保護に関して、必要事項を明記すること。
- イ 読み取り端末等の契約は令和8年度、加盟店契約については令和9年度を予定しており、今回提案した機器の価格及び加盟店手数料からやむ負えない事由を除き変更はしないこととし、変更ある場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(3) その他

別紙1「電子計算機による事務処理等(システム開発・保守)の委託契約に係る共通仕様書」(以下共通仕様書)に記載のある「契約書第〇条」の契約書は別紙2「契約書(案)」を指す。